

毎週火、金曜日発行(但休日となる場合は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇企業管理規程 企業職員の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程
- ◇企業訓令 鳥取県企業局西部建設事務所処務規程の一部を改正する企業訓令

企業管理規程

企業職員の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和三十九年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第五号

企業職員の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の等級の分類の基準に関する規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

題名中「企業職員の等級」を「企業職員の職務の等級」に改める。

第二条第一項中「技能労務職員」を「技能職員」に、「企業職員の等級の分類の基準に関する規程」を「企業職員の職務の等級の分類の基準に関する規程」に、同条第二項中「技能労務職員の職務」を「技能職員の職務」に、「企業職員の等級の分類の基準に関する規程」を「企業職員の職務の等級の分類の基準に関する規程」に改める。

別表第一中

企業局西部建設事務所	用地主任

企業局西部建設事務所	工務係長

工務係長
用地主任
駐在所長

に改める。
別表第二を次のように改める。

別表第二

技能職員の職務の等級の分類基準表

職務の等級	職務の等級に含まれる職務
一 等級	
二 等級	ロイ 自動車整備士の職の占める職務 運転手、線路手、えん堤手及び水路手の職のうち相当長期の経験を必要とする職の占める職務
三 等級	運転手、線路手、えん堤手及び水路手の職の占める職務

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

企 業 訓 令

鳥取県企業訓令第四号

鳥取県企業局西部建設事務所処務規程の一部を改正する企業訓令を次のように定める。

昭和三十九年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業局西部建設事務所処務規程の一部を改正する企業訓令

鳥取県企業局西部建設事務所処務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(内部組織及び分掌)

2 駐在所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県企業局西部建設事務所境港駐在所	境 港 市

3 各係、主任及び駐在所の分掌業務は、企業局長(以下「局長」という。)の承認を受けて所の長が定める。

第二条の二を次のように改める。

(職制)

第二条の二 所及び所の内部組織に、それぞれその長を置く。

第四条を次のように改める。

(所掌業務の代決)

第四条 所長に事故があるときは、主務係長(用地主任及び駐在所長を含む。以下同じ。)が所掌業務を代決する。

2 所長に事故がある場合において、主務係長にも事故があるときは、あらかじめ所長が指定した係長等が所掌業務を代決する。

3 前二項の規定により代決した事項は、代決者の責任において、遅滞なく所長の後継を受けなければならない。
附 則
この企業訓令は、昭和三十九年十一月一日から施行する。